

福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に 関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）並びに福岡県暴力団排除条例（以下「県条例」という。）に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業者（法第78条の2第1項の規定により指定を受けた地域密着型サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第115条の12第1項の規定により指定を受けた地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）及び指定介護予防支援事業者（法第115条の22第1項の規定により指定を受けた介護予防支援事業を行う者をいう。以下同じ。）（以下「事業者」と総称する。）の指定等に關し必要な事項を定めるものとする。

(指定に付する条件)

第2条 福岡県介護保険広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定及び指定の更新に当たり、法第78条の2第8項及び第115条の12第6項に規定する条件として、福岡県介護保険広域連合を構成する市町村への転入後3ヶ月を経過しない者に対し、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスを行ってはならない旨の条件を付するものとする。ただし、広域連合長がこの条件を付することが困難であると認める特段の事由がある場合は、この限りでない。

(指定の申請)

第3条 法第78条の2第1項、第115条の12第1項による申請は、様式第1号、第115条の22第1項の規定による申請は、様式第6号による指定申請書により行うものとする。

2 法第78条の2第1項、第115条の12第1項及び第115条の22第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(変更の届出等)

第4条 法第78条の5、第115条の15及び第115条の25の規定による届

出は、施行規則第131条の13第1項、第140条の30第1項及び第140条の37第1項に掲げる事項の変更に係るものにあっては様式第2号による変更届出書により、事業の廃止、休止、又は再開に係るものにあっては様式第3号による廃止・休止・再開届出書により、それぞれ行うものとする。

(指定の辞退)

第5条 法第78条の8の規定による指定の辞退は、様式第4号による指定辞退届出書により行うものとする。

(指定の更新の申請)

第6条 法第78条の12、第115条の21及び第115条の31において準用する法第70条の2の規定による申請は、様式第5号による指定更新申請書により行うものとする。

(指定の取消し等)

第7条 指定及び指定の更新後において、第2条に規定する条件に違反したと認められるときは、法第78条の10第1項第3号及び第115条の19第1項第3号の規定により、指定の取消し等をすることができる。

(事業所情報の提供)

第8条 広域連合長は、第3条から第6条までの規定による指定、指定の更新又は届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業者の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8) 役員の氏名、生年月日及び住所
- (9) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

(10) 前各号に掲げるもののほか、事業者の指定等に関し必要な事項

(公示)

第9条 法第78条の11、第115条の20及び第115条の30の規定による公示は、法第78条の11各号、第115条の20各号及び第115条の30各号の措置に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 介護保険事業所番号

(2) 事業所の名称及び所在地

(3) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、住所及び職名

(4) 指定、指定の辞退又は指定の取消しの年月日

(5) サービスの種類

(委任)

第10条 この規則に規定するもののほか、事業者の指定等に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則（平成19年8月1日福岡県介護保険広域連合規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年5月1日福岡県介護保険広域連合規則第3号）

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日福岡県介護保険広域連合規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月9日福岡県介護保険広域連合規則第12号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月12日福岡県介護保険広域連合規則第3号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。